

# 第 4 4 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 2 年 1 0 月 1 6 日 (金)

午前 1 0 時

と ころ 第 2 委 員 会 室

## 付 議 事 項

### 1 令和 2 年 第 5 回 (1 0 月) 臨 時 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

#### (1) 会 期 案 に つ い て

1 0 月 2 2 日 (木) から 1 0 月 2 7 日 (火) ま で の 6 日 間

#### ○ 総 務 文 教 常 任 委 員 会 所 管

議 案 第 1 0 2 号 物 品 の 購 入 に つ い て (教 育 総 務)

#### ○ 一 般 会 計 予 算 決 算 常 任 委 員 会 所 管

議 案 第 1 0 1 号 令 和 2 年 度 山 陽 小 野 田 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 3 回)  
に つ い て (財 政)

#### (2) 議 事 日 程 案 に つ い て . . . 資 料 1

### 2 緊 急 質 問 に つ い て

### 3 欠 席 届 に つ い て . . . 資 料 2

### 4 そ の 他

全 員 協 議 会 の 開 催 日 時

1 0 月 2 2 日 (木) 午 前 9 時 3 0 分 から 議 運 決 定 事 項 の 報 告

## 令和 2 年第 5 回（10 月）臨時会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
10	22	木	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案 2 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</li> </ul>
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
		総務・産建分科会終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会新型コロナウイルス感染症対策分科会</li> </ul>	
10	23	金		委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予備日</li> </ul>
10	24	土		休 会	
10	25	日		休 会	
10	26	月		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事整理日</li> </ul>
10	27	火	午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会</li> </ul>
			午後 1 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> </ul>

## 欠席届について

資料 2

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠席届の記載内容に係る取り決めがあるか</li> <li>・ 診断書等添付書類の提出を求めているか</li> </ul>
下関市	<p>本会議を欠席する場合、所定の欠席届（記載内容は月日、会議、理由）の提出を求めているが、診断書等の添付資料の提出については必須としていない。先例上、欠席が長期にわたる場合の日数や理由欄への具体的な病名の記載等について、特段の取り決めは定めていない。</p>
宇部市	<p>議員の本会議欠席の届出については、会議規則で「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない」としている。ただし、先例では「やむを得ないときは、口頭または電話で行う」ことも可としており、この場合は議会事務局で欠席届を作成することとしている。</p> <p>欠席理由の記載方法は特に定めていないが、公務による欠席の場合はその内容を簡潔に、その他の場合はおおむね「私用」と記載することとしている。なお、診断書等の添付書類の提出は求めていない。</p>
山口市	<p>会議規則及び議会運営等に関する申し合わせ事項に基づき、欠席される場合は文書により理由を付して議長に届け出るものとしている。</p> <p>具体的な病名の記載や診断書の提出を求める取り決めはない。長期療養の場合も同様である。</p>
萩市	<p>会議規則に基づき、理由を記載した欠席届の提出を義務付けているが、理由欄の記載方法については、特段の取り決めはない。</p> <p>病気療養のためという理由に対して、その期間にかかわらず、診断書などの証明資料の添付や病名の記載も義務付けていない。</p>
防府市	<p>当市においても、会議規則に基づき、会議に欠席する場合は欠席届を提出してもらっている。</p> <p>理由欄の記載については、特に取り決めはなく、簡素な表記となっており、診断書等添付書類の提出も求めていない。</p>
下松市	<p>申し合わせの中で「理由の記載は、具体的（所用のため等は不可）でなければならない」としている。</p> <p>診断書の添付や具体的な病名についての記載までは定めていない。また、長期欠席についての取り決めも定めていない。</p>
岩国市	<p>診断書等の添付書類の提出は求めていないが、提出する議員もいるので、その場合はコピーをし、欠席届に添付している。</p>
光市	<p>会議規則に基づき、議長にその理由を報告することとしている。その理由が病気の場合は、医師の診断書等を添付することを慣例とし、連続して欠席する際には、その期間も報告してもらっている。</p>
長門市	<p>議員が事故のため会議を欠席する場合、会議規則に基づき、その理由を付けて当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないため、欠席届の提出を求めている。理由欄の記載については、先例により簡素な表記としている。</p> <p>理由欄への具体的な病名の記載や診断書の提出も義務付けていない。</p>
柳井市	<p>会議規則に基づき、その理由を記載した欠席届の提出を義務付けている。理由欄の記載についても、簡素な表記で良いこととしている。申し合わせ事項においても、特に具体的な取り決め等はない。</p> <p>記載内容については、実情として「通院治療による」、「体調不良による」という例が一般的で、慣例として、診断書の提出が可能な場合には、提出をお願いしているが、提出されるかどうかは議員の判断による。</p> <p>長期欠席の解釈については、日数等の取り決めはなく、理由欄への具体的な病名の記載も求めていない。</p>
美祢市	<p>会議規則に基づき、理由を付した届を提出してもらおうが、理由欄の記載については、慣例により簡素な表記も認められている。</p> <p>診断書等の添付書類は求めていない。</p>
周南市	<p>理由について特段の取り決めはないが、情報公開の対象となることから「所用のため」ではなく、具体的に理由を記載されるよう、議員にお願いしている。</p> <p>長期欠席については取り決めがないため、具体的な病名の記載及び診断書等添付書類の提出については、求めていない。</p>